平成２６年（フ）第９号
福岡県飯塚市伊岐須811番地３　メゾン山美Ⅱ32号
債務者　阿南　雅美（旧姓遠藤）
１　決定年月日時　平成26年２月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２６年（フ）第３号
熊本県玉名市築地2070　レオパレス南大門105号、住民票上の住所熊本県玉名市玉名868番地４　ルーチェＤ棟
債務者　小柳　敬太
１　決定年月日時　平成26年２月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２５年（フ）第５１号
静岡県下田市５丁目２番30号　めぐみ荘10号
債務者　関　　正勝
１　決定年月日時　平成26年２月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２６年（フ）第８４号
愛知県北名古屋市二子比良出73番地　グランデール比良出Ａ―101号
債務者　久井　利栄
１　決定年月日時　平成26年２月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第９６号
名古屋市天白区原２丁目3415番地　ジョイフル原南701号
債務者　森川　裕次
１　決定年月日時　平成26年２月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１０６号
名古屋市港区善南町８番地　みず貴502号、従前の住所名古屋市港区善進本町186番地グラン・コート荒子川公園Ⅱ702号
債務者　末松　雅廣
１　決定年月日時　平成26年２月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１５０号
名古屋市東区葵１丁目14番20号　Ｎ．Ｓ．ＺＥＡＬ葵202号
債務者　古屋　澄子
１　決定年月日時　平成26年２月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６９９号
兵庫県芦屋市高浜町２番２―1011号、前住所神戸市東灘区向洋町中７丁目２番地の１　５番館205号
債務者　中田チエミ
１　決定年月日時　平成26年２月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第４９号
兵庫県尼崎市東難波町１丁目５番48―207号
債務者　森田なおみ（旧姓西脇）
１　決定年月日時　平成26年２月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第５６号
兵庫県西宮市仁川百合野町２番37号
債務者　赤岩　八郎
１　決定年月日時　平成26年２月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第５９号
兵庫県西宮市西宮浜４丁目９番２―609号
債務者　栃尾　晶子
１　決定年月日時　平成26年２月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第６３号
兵庫県尼崎市東園田町８丁目99番地の15
債務者　中堂　正郎
１　決定年月日時　平成26年２月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第６４号
兵庫県尼崎市西難波町１丁目22番９号
債務者　原田　吏恵（旧姓礒田）
１　決定年月日時　平成26年２月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第３号
奈良県生駒市俵口町514番地　サンローレル204
債務者　井貝　活美
１　決定年月日時　平成26年２月17日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第２１号
奈良市古市町1886番地の１　養護老人ホーム和楽園
債務者　小玉　澪子
１　決定年月日時　平成26年２月18日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第２６号
奈良県生駒郡斑鳩町興留９丁目４番29―208号
債務者　楠　　英司
１　決定年月日時　平成26年２月17日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第１０号
鳥取県鳥取市浜坂２丁目12番５号
債務者　中本　達生
１　決定年月日時　平成26年２月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
鳥取地方裁判所民事部